平成２３年（フ）第３４６９号
横浜市鶴見区豊岡町33番10号　崎詰荘102
債務者　三田　昭子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３９号
静岡県御前崎市御前崎105番地の１　メゾンアユＣ－２
債務者　澤入　好己
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３５号
静岡県富士市中之郷3699番地の１
債務者　中村　　剛
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４４１号
神奈川県大和市西鶴間２丁目20番３号　ローズハイツ102
債務者　渡邉　民子（旧姓バブ）
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１号
静岡県浜松市北区三方原町726番地の３　テラスウィステリアＡ号
債務者　新貝ひろみ
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
長崎県佐世保市三川内本町265番地、旧住所長崎県佐世保市白岳町478番地　コーポおやま102
債務者　椋尾　英徳
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第３号
長崎県佐世保市東山町25番３号　２階、旧住所長崎県佐世保市白岳町435番地２　アーバンハウスＣ―127号
債務者　坂口　由以（旧姓佐藤・甲斐）
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
シンガポール共和国チョアチュウカンループ59ザウォーレン＃13―51
債務者　串岡　滋子（旧姓山川）
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産廃止

平成２３年（フ）第４２１号（宮崎地方裁判所都城支部平成１５年（フ）第２６７号）
宮崎県小林市大字北西方石氷927番地３
破産者　株式会社谷川組
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
宮崎地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２２号（宮崎地方裁判所都城支部平成１５年（フ）第２６８号）
宮崎県小林市大字北西方字石氷928番地６
破産者　谷川産業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
宮崎地方裁判所民事部

破産手続開始の取消決定確定

平成２４年（ソラ）第１０１５３号（原審東京地方裁判所平成２４年（フ）第１６９４号）
東京都北区赤羽２丁目９－５－201
抗告人（破産者）　高木　互文
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定日　平成24年３月９日
3　決定確定日　平成24年３月12日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１２６号
長崎県佐世保市吉井町大渡59番地１
破産者　株式会社井手種苗園
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
北海道小樽市新光１丁目11番１号
破産者　今岡建設株式会社
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２１２号
北海道小樽市新光１丁目11番１号
破産者　有限会社今友興業
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第４４号
北海道勇払郡厚真町字清住３番地３
破産者　源基工業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第９１９号
千葉県船橋市上山町３丁目522番地52
破産者　櫻井佳奈子（旧姓長谷部）
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３５７号
長野県松本市大字島内3257番地
破産者　大同設備工業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部